

## 「デジタルコンテンツの流通促進と著作権契約上の課題」

文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室長 川瀬 真



### 1. はじめに

今日は「デジタルコンテンツの流通促進と著作権契約上の課題」ということで、いくつかの課題について話をさせていただきます。短い時間ですので、課題としてはたくさんありますが、ある程度絞りました話をさせていただきます。

まず、本題に入ります前に、最近の我が国の知的財産関連の政策について簡単に説明をさせていただきます。日本は資源の少ない国でございますから、物づくりも大事ですが、それに加えまして、例えば技術、デザイン、ブランド、音楽・映画などのコンテンツの経済的価値を持つ情報づくりにも力を入れていこうということで、今の小泉内閣は、知的財産立国という1つの方向をめざしているわけです。それを実現するため、2002年11月には知的財産基本法という、知的財産立国の基盤となる法律が制定され、翌年7月には、知的財産立国の具体的施策であります知的財産推進計画ができました。ここでは知的財産の創造、保護及び活用に関し具体的施策が示されるとともに、加えて、コンテンツビジネスの拡大や人材養成の点についても具体的な言及がされています。さらに、コンテンツビジネスの拡大については、社会から注目されていることもあり、別途、知的財産推進本部に

コンテンツ専門調査会が設けられ、そこでコンテンツ製作業界の近代化、人材育成、資金調達、などの課題に関するコンテンツビジネス振興政策というものが取りまとめられました。さらに、総合的なコンテンツの振興を図るために、超党派の国会議員のご提案で、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」、私どもはコンテンツ促進法と呼んでおりますが、先の通常国会で成立しまして、施行されているところです。

今までコンテンツの振興について、政府全体として余り目を向けていなかったこともあり、こういったコンテンツの振興を政府全体として積極的に支援していこうという動きは非常に意義のあることだと私どもは思っているわけです。今まで文化庁の著作権行政といいますのも制度を整備していくということに重点がおかれていましたが、2年半前になりますが、今私がおります著作物流通推進室というものができまして、もちろん制度の整備は重要でございますから、これからも続けていくわけですけれども、コンテンツの流通促進という観点からの施策を実行するという体制が整えられたわけです。

具体的に今どのようなことをやっているかといいますと、本年度につきましては、著作権の集中管理を規制しております著作権等管理事業法が施行後3年を迎えましたので、それを見直すための検討、著作物の二次利用の促進という意味で、特に二次利用を前提としてつくられておりません放送番組の流通促進、映像ソフトの製作費について、外部資金を導入するためには、その映像資産というものが一体どれだけの価値があるのかという評価をする必要があるのですが、その評価手法の確立のための研究、著作物の利用方法が多様化しますと、当初著作物を創作したときに文書で著作権契約をしなければ二次利用に対応できないといわれていますが、日本では文書で契約をするという習

慣が、定着しておらず、特に著作のアマチュアと利用のアマチュアの間にはほとんど契約書はないというのが実態ですので、できるだけ文書による契約を進めていこうということで、標準著作権契約書式の研究というものも実施しております。ほかにもいろいろ行っていますが、私どもの現状としてはこのようなことです。

### 資料 1

## 2. 背景

そこで、本題に入りますが、まず資料 1 をご覧いただきます。これは既に言い尽くされておりますが、我が国というよりも世界中どこもそうなんだろうが、デジタル化・ネットワーク化の進展には驚くべきものがあるわけです。このデジタル化・ネットワーク化の進展は、コンテンツの流通という面においても大きな変革をもたらしていると考えられます。1 つは、インターネットに代表されるようなネットワークの整備であります。ネットワークを介してコンテンツを入手するというのは、今までになかった新たな方法ですが、例えばモバイルやパソコンを使ったビジネスというものが続々出てまいりました。また、インフラの整備が進みまして、今後は映像のような、大容量を要するなものについても簡単に利用できる時代になりつつあります。

ちなみに、デジタルコンテンツ協会の「デジタル白書 2004」を見ますと、これは 2000 年と 2003 年のデータを比較していますが、着メロ、着うたが 134 億円から 907 億円。音楽配信については、14 億円から 36 億円、映像配信がインターネットと携帯を合わせまして 65 億円から 530 億円というように、3 年間で非常に大きな伸びを示しているわけでございます。

ネットワークの整備というのは一番大きな影響を与えていますが、それに加えて既存のメディアがデジタル化することも大きいわけです。例えば、VHS が DVD に転換するとか、アナログ放送がデジタル放送になるということも、コンテンツの利用促進には大きな役割を果たしているのではないかと考えております。例えば、

セル用、レンタル用の DVD の販売は、2000 年が 2141 億円、2003 年が 4701 億円となっております。反対に、VHS のセル、レンタル用については 2003 億円から 1127 億円に減っておりますが、全体的には 4144 億円から 5828 億円というように、この 3 年間で大きな伸びを示しているわけです。

このようにデジタル化・ネットワーク化の進展は、コンテンツの利用方法を飛躍的に拡大することになってきていますが先ほども言いましたように、特にこれからは映像コンテンツ利用というものがますます拡大することになるかと思えます。

### 資料 2 (1) 及び (2)

## 3. デジタル化及びネットワーク化に対応した著作権制度などの改善

資料 2 の (1) をご覧いただきます。著作権契約の話をする前に、デジタル化・ネットワーク化の進展は、当然のことながら著作権制度を含めた法制度全般につきまして大きな影響を与えていますが、簡単に著作権制度とその関連法の状況について概観していきたいと思えます。

まず、著作権制度ですが、今の著作権法は昭和 45 年に成立し、昭和 46 年から施行されています。その後、昭和 59 年に貸しレコードの問題に対応するため、著作物、実演及びレコードにつき貸与権を付与するという改正を行いました。その改正を手始めにほぼ毎年のように改正を続けてまいりました。ここ 10 年に限って見ても毎年のように改正をしているわけですが、その改正の主な視点というものは、このデジタル化・ネットワーク化に対応するための改正と言っても過言ではないと思っております。

特に、1996 年に国連機関の WIPO (世界知的所有権機関) で、著作権に関する世界知的所有権機関条約 (略称 WCT) また、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (略称 WPPT) が作成されました。この条約は俗にインターネット条約と言われるように、新しい著作物等の利用手段の普及に対応して国際的なルールを策定するという、非常に重要な条約で

あったわけですが、我が国としては、この条約の水準に国内法を適合させるという作業が1つの大きな課題でした。

簡単に説明しますと、ここにも書いておりますように、送信可能化に関する権利の創設が、平成9年と平成14年に行われました。平成9年の改正は、著作者、実演家及びレコード製作者に送信可能化に関する権利を与えることを内容としており、具体的には、著作者については、公衆送信権という送信に関する権利の中のインターラクティブ送信（自動公衆送信）の中に、送信可能化という状態をも含めるという内容で、実演家及びレコード製作者については、送信可能化権を与えるという内容です。それから、平成14年は放送事業者と有線放送事業者に送信可能化権を与えるという改正が行われました。

また、コピー制限手段の回避に関する規制の導入ですが、これは最近のコピー機器にはコピーを防止する仕組がソフト・ハードに施されていますが、これを解除するような機器やプログラムを頒布するとか、製造するとか、輸入するとか、所持するということ、また、プログラムをインターネットに掲載するというようなことについても罰則の対象になるなどの改正が行われています。

また、権利管理情報の改変等に関する規制の導入ですが、権利管理情報の不正な付加、削除、変更、また改変情報を事情を知って販売したり、送信する行為をみなし侵害として規制することです。

それから、民事上の救済規定と罰則の整備です。これは立証負担の軽減ということで、損害賠償の推定規定を整備しました。それから、法人重課ですが、改正前までは個人も法人も罰則は同じだったのですが、法人については、とりあえず平成12年の改正では、1億円以下の罰金、これを平成16年の改正で1億5000万円に引き上げたわけでございます。また個人の罰則については、3年以下の懲役又は300万円の罰金を、平成16年の改正で5年以下の懲役又は500万円以下の罰金にした上で、懲役と罰金の併科を可能にしました。

それから、権利制限規定の整備ということで、これもデジタル化・ネットワーク化に対応して、障害者福祉の充実や学校教育の円滑化の関係で、

権利制限を導入したということがございます。

このような数次に渡る改正によりまして、2000年にはWCTに、2002年にはWPPTに日本は加入しました。

ここにも書いてありますように、ほぼ10年間にわたりまして、他の改正ももちろん行っているのですが、WIPO新条約への対応など、デジタル化・ネットワーク化に関する著作権制度の整備のうち、緊急を要する課題については、ほぼ対応済みと私は考えています。

次に、関連法制の整備です（資料2の(2)）。コンテンツを保護するための方法は著作権制度だけではなく、ほかに様々な法制の整備も行われておりまして、ここにも例としてあげておりますように、不正競争防止法の改正、これはコピーとかアクセス制限手段を無効化する機器等の販売の規制の導入を内容としておりますし、それから、プロバイダ責任制限法と俗に言われているこの法律では、インターネットサービス・プロバイダが行う違法著作物の送信や削除について、一定の場合には免責されることや、一定の場合における発信者情報の開示についての請求権を認めることを内容とした法律がつけられております。また、不正アクセス禁止等に関する法律については、ネットワークに接続されているがアクセス制限があるコンピュータに対して、管理者の了解なしにアクセスすることについて一定の規制が行われることを内容としています。

以下のとおり、著作権法や関連法規の整備により、デジタルコンテンツの流通に関して、コンテンツの製作者やそこで使われている関係の権利者を保護するための、緊急性を要する法的な仕組みと申しますものはほぼ整備されたのではないかと私としては思っているわけです。

### 資料3 (1)(2)及び(3)

#### 4. デジタル化・ネットワーク化時代における著作権契約上の課題

- コンテンツ製作者と関係権利者との関係を中心に -

資料3の(1)をご覧ください。デジタル化・

ネットワーク化に関する問題は、今言いましたように、少し前までは、新しい利用手段に対応してどのように制度を整備していくかということが重点課題でしたが、新しい利用方法に対して権利を創設するとか、あるいは権利を制限するとか、それから、違法な利用者に対して権利者が裁判や告訴等の対抗手段をとりやすくするというような制度的な仕組みはおおむね整備されたのではないかということとして、これからは整備された法制度を前提に、それをどのように運用し、円滑で適正な流通に結びつけるのかという議論の重要性が増していくと私は考えるわけです。

その中でも利用の円滑化と著作権契約の問題というのは切っても切れない関係だと思っております。ただし、著作権契約というものの定義が難しいのですが、ここでは著作権契約を、特に映像コンテンツの製作者と、そこで使われている様々な著作物、あるいは実演やレコードに係る著作権者や著作隣接権者とされる人の間で締結される利用許諾契約を著作権契約という定義をしまして、話をさせていただきます。

### (1) コンテンツの製作時における二次利用 又はマルチ利用を想定した著作権契約 の必要性

#### コンテンツ業界の常識は社会の非常識

日本は文書で契約を行う慣行がないとよく聞きますが、こういう仕事をしてみてわかったのですが、そうはいてもプロの権利者とプロのコンテンツ製作者との間では、当然文書で契約をしていると思ったのですが、最近は徐々に文書による契約を進めているといわれていますが、文書で契約をしないのが普通だということで非常にびっくりしました。いわゆる口約束と言われるもので契約がされている。これから著作物の利用が多様化する時代になって、口約束から文書による契約にコンテンツの業界も変わっていかねばならないし、変わりつつあるのだと思いますが、ここにありますように、これからの時代はコンテンツの製作時に、二次利用を想定した著作権契約が必要だと思うわけです。

なぜかと言いますと、まずコンテンツという商品は、自動車とか家電製品等の商品とは全く

違う異質な商品ということです。参考に書いてありますが、これは私が直接聞いて頭に残っていることを書いてみました。民放の著作権担当部長の嘆きですけれども、私たちはコンテンツを預かっているだけ、原作、脚本、音楽とか、そのコンテンツに使われている資料映像とか、俳優さんもそうですが、これらの関係権利者の了解がないと一切二次利用はできませんと嘆いておられました。それから、これはある著作権の管理をしている事業者さんの担当者の嘆きですが、今までコンテンツというのはこういうものだという常識を持っている方が事業をするのではなく、異業種から参入されてきた業者は困るとおっしゃいます。お金を出して買った商品だから、何でも使えると思っているというわけです。例えばコンテンツをお金を出して買ったから、ネット配信をしたとします。そうすると、「ちょっと待ってください、これは音楽の著作権使用料が要りますよ」と言われたとき、「えっ、何で？ ちゃんとお金を出して買ってきたのに」というような人のことだと思います。これは、コンテンツという商品の特殊性を象徴しているのではないかと思います。



#### 資料4

資料4をご覧ください。コンテンツの二次利用と関係権利者の権利について説明しておきます。確かにコンテンツというものも様々な種類があります。左側から右側へ行くに従って、著作権契約が複雑になっていきますが、さっと見てわかるように、映像作品というのは利用方法は多様ですが、権利関係は複雑です。出版物(小説)の場合、出版社には著作隣接権がございません

ので、一般に小説家の了解さえ得れば二次利用ができることとなります。

音楽CDの場合はちょっと複雑になります。作詩、作曲家などの著作者の権利（著作権）、歌手や演奏家である実演家の権利（著作隣接権）、原盤製作者であるレコード製作者の権利（著作隣接権）の3種類の権利が関係してきます。音楽CDなどは販売が一次利用だとすると、レンタル放送、有線放送、ネット配信など様々な利用方法があるわけです。

ここに劇映画と放送番組と書いています。基本的にはどちらも映画の著作物で同じですが、いくつかの違いがあります。特に俳優の権利については、劇映画と局制作の放送番組というのは決定的に違います。すなわち、出演契約の際に、実演家の方は普通、劇映画ですと自己の演技の録音録画の許諾も与えているわけです。そうしますと、著作権法では一旦録音録画の許諾を与えると、以後の二次利用について俳優の利益を出演契約で確保しておかないと許諾権が働かないとなっていますので、通常は、例えばビデオになったりネット配信をされても権利が働きません。一方、放送番組の中でも、特に局制作の放送番組については、出演契約の際は放送の許諾しか得ておらず、録音録画は、権利の制限規定を利用して行われており、録音録画の許諾を得ていませんので、放送番組がビデオになったり、ネットで配信されたりすると、実演家の権利が働いてくるわけです。ですから、劇映画と放送番組、これは局制作という意味ですが、二次利用については権利関係が違ってくるということでこのような表になるわけです。

このようにコンテンツという商品は自動車とか家電製品等の商品とは全く違う異質な商品として、実はコンテンツ業界では常識ですが、普通の商品を扱っている人から見ると、全く非常識な商品だということになると思います。例えば自動車をレンタルするとき、ハンドルの部品工場の了解がないと自動車を貸せないことはあり得ないわけです。だから、著作権界の常識は他の業界の非常識ということだと思えます。ということは、先ほど言いましたように、著作権担当者、民放の著作権担当部長さんの嘆きというのはおわかりになると思えます。

なお、このように放送番組、特に過去の放送

番組については、放送局は当初の放送の許諾しか受けていませんので、ブロードバンドの時代になりまして、膨大な映像資産があるにもかかわらず、それを二次利用するためには、改めて関係する権利者と契約をしないと出せないという問題の指摘があり、私どもで過去の放送番組の二次利用の促進に関する検討会を行ったところです。

#### 参考資料 1

参考資料1をご覧ください。そこで私どもも勉強をさせていただいたのですが、放送番組というのは生放送から始まったというような放送の歴史的な経緯があります。また、受信料を視聴者からもらっているNHK、それからスポンサーから製作費をもらっている民放においては、放送番組は一次利用が最優先のコンテンツということが改めてわかりました。過去の放送番組に限定して検討をしたといいますのは、これからの放送番組については、利用方法が多様化する時代にあって、当初の製作時の契約で今後は二次利用を前提にした著作権契約が行われるであろうということで、あえて過去の放送番組としたわけですが、放送番組については今後も一次利用が最優先のコンテンツであって、二次利用については利用可能な範囲で行うという商品であることもあわせてわかりました。

#### コンテンツ製作者は許諾が拒否されるのが一番困る

もう一つ、資料3の(1)に戻っていただくと、著作権というのは許諾権ですので、権利者から許諾が得られないと二次利用できないということです。ですから、コンテンツの保有者にとりまして一番困るのは、権利者から許諾をしないと言われることでして、この許諾拒否のリスクを回避するために著作権法を改正して、二次利用については報酬請求権にしるという意見や許諾条件等の協議が整わない場合には、強制許諾制度を導入して許諾拒否をなくせというような意見もあるわけです。しかし、これは著作権や著作隣接権について国際条約との関係で制度改正はできません。したがって、二次利用や、マルチ利用を前提としたコンテンツ制作をする

ためには、やはり、コンテンツの製作時にあらかじめ権利者から二次利用の了解を文書で得おくことが大事だということだと思います。

なお、誤解していただくと困るのですが、今日は権利者団体の関係者の方もたくさんおられますのであえて言うておきますが、私が申し上げているのは、製作時に権利を買い取ってしまえということではありません。許諾拒否を回避すればいいわけですから、二次利用も含めてあらかじめ許諾をとっておくということだけで、追加の報酬を支払うかどうかというのはまた別の問題だと思っております。

なお、著作権等の管理事業者に一任型で権利を委託している権利者につきましては、著作権の集中管理を規制している著作権等管理事業法により許諾拒否ができないことになっていきますので、そこに預けている権利者については、もちろん使用料は払わなければいけません、許諾拒否の心配はないわけです。

なお、今言ったこととの関連で、コンテンツの製作者の側からのご意見としては、特に、映像コンテンツについては、権利関係が複雑なことから関係権利者の権利を一たんコンテンツの製作者に集中させ、コンテンツの製作者が関係権利者の権利も含めて権利行使をして売上や、利益に応じて再配分をするというシステムを主張されている方がおられます。私はこのようなモデルを否定する気はありませんが、このようなモデルを考える場合、日本の映像コンテンツの業界の実情というものを考えなければならぬと思っています。例えば、権利を集中して、売上に応じて、または利益に応じて追加の報酬を払うというビジネスモデルを考えた場合、権利者側からすれば、コンテンツごとの収支が明確であり、その情報が公開されていないと、コンテンツの製作者側から、売上は又は利益はこれだけしかありませんでしたと言われればそれを確かめるすべがありません。我が国の場合、その辺の情報公開というのが遅れているのではないかと思いますので、現状ではそのようなシステムを導入しにくいのではないかと思います。

また、我が国の場合、音楽や脚本などの著作権管理団体は、その生成の経緯から見ると、団体の性格は、例えば J A S R A C も巨大な団

体ではありますが、団体結成の基本理念は弱者救済というところにあるのです。つまり、1人1人の権利者は力が弱いので、自分たちは団結して権利行使をしないと自分たちの利益を守れないというところから来ています。歴史の長い管理事業者はほとんどそのような立場ですから、今までのルールを無理に変えようとする管理団体の強い反発があると思っております。

## (2) 著作権等管理事業法の適切な運用と制度の改善

それから、資料3の(2)を見てください。次の課題としては、著作権等の集中管理のシステムを規制しています著作権等管理事業法の適切な運用と制度と見直しだと思います。ご承知のとおり、昭和14年に制定されました仲介業務法はその使命を終えまして、平成13年10月から著作権等管理事業法という新たな制度へ移行したわけです。仲介業務法と管理事業法の一番の大きな違いは、参入規制の大幅な緩和でして、仲介業務法では事実上1業種1団体に限られていたものが、管理事業法では最低限の条件をクリアすれば参入が自由となりました。現在36業者が登録されておりまして、そのうち約款と使用料規程を届出して事業を実施している団体が今25団体ということでございます。

### 参考資料2

参考資料2を見ていただくと、本年から管理事業法上の文化庁の監督権限に基づきまして、業務の実績と業務方法について、定期的な報告聴取、定期的な立入検査を実施する予定にしております。既に、報告聴取につきましては、3月決算の業者につきましては15年度の業務実績について報告がされておりまして、今後、業務実績については文化庁のホームページを通じて公開をしていきたいと思っておりますが、今日はそのうちの一部を参考までにご説明したいと思います。

まず、事業規模ですが、新規参入はある程度あったのですが、まだ法施行後時間がたっておりませんので、取扱高は全体で1130億円。旧仲介業務団体の取扱高を除きますと、34億円程

度にとどまっております。ただ、この 34 億円の中には、管理事業法施行以前から仲介業務法の規制を受けずに管理事業をやっていた団体もありますので、その分を引くと、全く新規の業者のシェアというのはもっと低くなります。

何かと話題が多い音楽につきましては、JASRAC が 1060 億円とダントツでございます。ほかに、新規参入されたイーライセンスと JRC を比べてみますと、JASRAC のシェアが 99.3%、あとの 2 つが 0.3% 程度という状況でございます。

それから、資料 3 の ( 2 ) に戻っていただきまして、一任型の管理事業者につきましては、原則として許諾拒否ができませんので、使用料をどの程度にするかというのは、権利者・利用者双方にとって大きな関心事なわけです。管理事業法では、管理団体の権利の集中度が高い大規模な管理事業者の存在を想定していただきまして、利用者に不利な使用料の設定を回避して適正な使用料を可能にするための仕組みを用意しております。それが管理事業者の使用料に関する意見聴取義務であり、価格支配力の強い大規模管理事業者に対する指定管理団体制度、すなわち協議・裁定制度です。著作物の使用料というのは、一般の商品は通常原価プラス利潤で商品の価値が決まってくるわけですが、著作物の場合、原価に相当するものがないので、一体幾らが適当なのかは、利用者がどの程度負担できるかということにかかってくるわけですから、話し合いによって使用料の額を決めていくことが必要になるわけですから、そういう意味で、大規模管理事業者と利用者代表が話し合って使用料を決めていくということを制度化したわけですから。

映像コンテンツのブロードバンド利用につきましては、これからの事業ですが、今、ネットワーク音楽著作権連絡協議会、日本映画製作者連盟、日本映像ソフト協会、NHK、日本民間放送連盟などが組織している利用者団体協議会と主要な管理団体とが順次協議を行っております。協議の内容としましては、ブロードバンドによる映像配信がまだ萌芽的な利用であり、将来の予想はまだ不透明なところもありますので、暫定的な使用料を設定しようということですから、団体間で話し合って使用料を決めるということですから、ルールづくりには少し時間がかかる

かもしれませんが、一旦ルールが決まれば、円滑なソフト供給ができる 1 つの条件が整備されると期待しております。例えば、通信カラオケや着メロについても、ルール作りには一定の時間がかかりましたが、一旦ルールができると、それに従って使用料さえ払えば多くの著作物が使えるということになり、特に着メロについては 3 年間で 1000 億円の市場に成長しました。

ただ、新規参入を認めまして、同一分野について複数団体が併存するというようなことになりまして、幾つかの問題が出てまいります。新規参入を認め、事前規制から事後規制に移りますと、例えばどの著作物がどの管理事業者によって管理されているかわかりづらいつつ、管理事業者が本当に管理権限があるのかどうかわかりにくいという問題が出てまいります。著作権等管理事業法の施行後 3 年を迎えて、現在問題点の見直しを行っておりますので、その問題については、資料 3 の ( 2 ) にも書いてありますように、制度と運用の両面から文化審議会著作権分科会で検討しているところです。

それから、参考資料 2 を見てください。デジタルコンテンツの流通促進が本日のテーマなので、管理事業者が定めるデジタル時代の新しい使用料体系という意味で、日本音楽著作権協会の試みを紹介しておきたいと思っております。

デジタル時代は、不正コピーをどのようにして防止するかというのが 1 つのポイントです。通常取引ですと、権利者は自己のコンテンツを保護するために、例えばコピープロテクションを施してほしいとか、権利管理情報を入れてほしいと要求できますが、日本音楽著作権協会のような管理事業者の場合、先ほど言いましたように、法律上、応諾義務がありますから、コピープロテクションを施さないから許諾しないということとはできないので、コンテンツを保護する仕組みを施してくれる場合には最大 15% 使用料を引き下げましょうというわけですから。この試みは、著作物の利用者にコンテンツを保護しようというインセンティブを与えるという意味では、私は非常にいい試みだと思っております。

### (3) 著作権契約を促進するための権利者情報の整備

最後に資料3の(3)ですが、追加の報酬は別にして放送番組の製作時に契約で二次利用についてあらかじめ了解を得ておきます。また、管理事業者に権利を預けている人は二次利用の都度所定の使用料を支払い、許諾を得ます。最後に残ったのが、放送の許諾しか得ていない人で基本的に権利を自己管理されている人です。実は、コンテンツの利用者にとって一番重要なのはこの部分です。なぜかと言うと、先ほど言いましたように、著作権は許諾権ですから、ノーがあるのです。ノーと言われればコンテンツが二次利用できなくなってしまう。例えば、著作権者が不明でどうしても連絡ができないという場合、著作権法の規定に基づき、文化庁長官の裁定を受けて利用できるという制度がございます。ただ、この制度は八方手を尽くしてもだめなときの最後の手段なので、相当の努力をしても権利者が見つからないという証明が必要ですし、行政手続も厳格で完了までに一定の時間がかかるというところから、どうしても使いにくさが残ります。また、著作隣接権に関しましては、これも国際条約のルールに従って、強制許諾制度の導入ができませんので、実演とかレコードの場合については、裁定制度の導入自体できないことになっています。したがって、一番大事なのは、権利者の所在情報、すなわち権利者の連絡先の情報が整備されることだと思うわけです。特に映像コンテンツの場合には権利者は多種多様でして、人数も多数に上ることもあるので、コンテンツの製作者がコンテンツにかかわる権利者情報を整理する一方、権利者団体、これは管理事業者の場合もあるでしょうし、非一任型で管理している団体もあるでしょうし、さらには、契約代行を一切しない純粹の権利者団体もあると思いますが、権利者の所在情報に一番近い団体で引退者や物故者も含めた、所在情報の整備をすることが大事だと思っています。

先ほど言いましたように、放送番組というのは膨大な作品が保存されているにもかかわらず二次利用が進んでいないといわれていますが、文化庁の検討会では、著作権者の許諾が得られ

ないので提供できないことはそれほど多くないというのが関係者の一致した意見でした。したがって、著作権の問題があるとすれば、権利者探しを含めた許諾手続が煩雑ということが著作権契約の壁になっていると私は考えるわけです。特に、俳優等の実演家に関する、権利者情報の集中管理がこの分野の大きな課題だと思っております。局制作の番組のように、二次利用について許諾権が働く場合はもちろんですが、許諾権は働かないけれども、追加の報酬を支払うような仕組みになっている場合においても手続の簡略化という意味で大きな役割を果たすと思っております。

なお、権利者情報の整備の重要性・必要性は、関係者間では異論がないと思われれます。したがって、団体によって、資金力とか、人材の面で差があるので、問題に対する取り組み方の差は生ずるかもしれませんが、方向性としては1つの方向を向いていると私は思っております。将来的には、コンテンツの製作者で整備されている情報と関係の権利者団体で整備された情報をどのようにして連携していくのかというのが課題になってくると思っております。

現在、関係の団体で構成しているデジタル時代の著作権協議会でも検討が進められていますが、関係者間の話し合いの中から将来的なビジョンが示されるというのは非常に有意義なことだと思っております。

